

議会だより

12月市議会から

平成17年度12月補正予算 3360万円余を減額

9月補正予算以降、新たに必要となった事業を追加及び増額補正するとともに、人事院勧告に伴う人件費の減額などにより一般会計で2040万円余を、特別会計3会計で1320万円を減額しました。歳出の補正など主な内容は次のとおりです。

◆一般会計(2040万円余の減額)
人件費●人事異動、人事院勧告に準じた改定などによる減額/2億5360万円余
総務費●市民活動施設用地購入費の追加/2億160万円余、過年度還付金などの増額/2500万円
民生費●障害者自立支援費システ

ム導入に係る経費の追加/630万円、特別養護老人ホーム(福釜町)建設補助金の増額/780万円余
衛生費●胃がん検診などの受診者増に伴う委託料の増額/2700万円、リサイクルプラザの粉じん処理のための集じん機増設/2000万円
農林水産業費●農地保有合理化事業補助金の追加/4590万円、農業生産総合対策条件整備事業補助金の減額/8070万円余
商工費●ISO9000シリーズ認証取得補助金の増額/500万円、ISO14001認証取得補助金の増額/500万円
土木費●市営住宅火災警報機設置工事費の追加/750万円余
教育費●南部学校給食調理場建設

用地造成など工事費の減額/5190万円
債務負担行為●北中学区福祉センター用地取得事業/1億4530万円、作野土地区画整理事業仮清算金納付資金貸付金融機関預託金/3億円、小学校(不審者進入防止)営繕事業/1億円、南部学校給食共同調理場移転改築事業/5190万円(いずれも平成18年度までの限度額)
また、このほか、福祉事業団、社会福祉協議会、シルバー人材センター、都市農業振興協会及び民間企業4社を指定管理者として指定することに伴い、当該管理運営事業について、債務負担行為の補正をしました。



◆有料駐車場事業特別会計(債務負担行為の補正)民間企業1社を指定管理者として指定することに伴う、債務負担行為の補正/1億9400万円余(平成20年度までの限度額)

平成17年第4回安城市議会定例会を12月5日から20日まで開催し、提出された「平成17年度安城市一般会計補正予算」など22案件を原案どおり決定しました。
6日と7日の一般質問には、11人の議員から防災、福祉、都市整備、教育など市政の各方面にわたり質問がありました。
この議会で決まった主な内容をお知らせします。なお、本会議の詳しい内容は、2月下旬に出来上がる「会議録」を、市役所1階市政情報コーナーまたは中央図書館でご覧ください。なお、安城市議会ホームページの「会議録検索システム」でも公開していきます。

◆下水道事業特別会計(人件費の調整による610万円増額)
◆安城作野土地区画整理事業特別会計(人件費の調整による2290万円の減額)
◆安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計(人件費の調整による360万円の増額)

安城市交通災害共済を廃止

民間の傷害保険などの充実を始めとする社会情勢の変化に伴い、18年3月末で、安城市交通災害共済制度が廃止されることになりました。

岡崎市との境界を変更

県営土地改良事業安城西鹿乗地区の施行に伴い、安城町坑上・三平、山崎町綾子・福地の一部で岡崎市との境界を新しい区画に合わせて境界変更が行われました。

指定管理者の指定

次の施設について指定管理者の指定を行いました。指定する期間は平成18年4月1日からで、期間はそれぞれの施設の特性に応じて3～5年間です。

(※表記方法↓施設名/指定する団体)
▽総合福祉センター及び北部・西部・作野の各福祉センター/社会福祉法人安城市福祉事業団



現在の碧海桜井駅の様子

▽中央児童センター及び西部児童センター/社会福祉法人安城市福祉事業団
▽養護老人ホーム/社会福祉法人安城市福祉事業団
▽南部・安祥・西部・作野の各デイサービスセンター/社会福祉法人安城市福祉事業団
▽サルビア学園/社会福祉法人安城市福祉事業団
▽虹の家/社会福祉法人安城市福祉事業団
▽社会福祉会館/社会福祉法人安城市社会福祉協議会

▽高齢者生きがいセンター/社団法人安城市シルバー人材センター
▽安城産業文化公園(デンパーク)及び道の駅デンパーク安城/財団法人安城市農業振興協会
▽勤労福祉会館/昭和建物管理(株)
▽丈山苑/㈱ピーアンドピー
▽安祥閣/コニックス(株)
▽レジャープール(マーメイドパレス)/㈱愛知スイミング三河安城支店
▽有料駐車場/㈱日本メカトロニクス

工事協定の締結

名鉄西尾線碧海桜井駅付近の鉄道立体交差事業にかかる工事について名古屋鉄道(株)と工事協定の締結をすることを決めました。
協定金額/74億1390万円

請願の審査結果

この議会に請願1件が提出されました。結果は次のとおりです。
▽「介護保険制度に関する施策の拡充についての請願」/不採択

議員定数を改正する議案を否決

一部議員から、次の選挙時から現在の議員定数30人を5人減の25人にする議案「安城市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」が議員提出議案で提出されましたが、委員会審査を経て議決した結果、反対多数で否決となりました。

人権擁護委員の推薦

市長から諮問のあった3人の人権擁護委員の候補者の推薦については、異議がない旨の答申をしました。

推薦のあった候補者は以下のとおりです。
神谷幸子氏(今本町・53歳)
杉浦紀久氏(根崎町・65歳)
柴田哲子氏(福釜町・43歳)

一般質問の あらまし

環境



■環境首都安城へ向けて

問 市は第7次総合計画において目指す都市像として「市民とともに育む環境首都・安城」の実現を目指しているが、具体的な方策を聞かせてほしい。

答 地球環境問題や大気汚染、水質汚濁、ごみの増大といった地域の環境問題に対応するため、市民、市民団体、事業者、市がお互いに知恵を出し合い、協力して環境を守る行動を推進することを目的としたもので、全国的にもまだ事例が少ないが、オール安城の地球温暖化対策地域協議会を来年度中にも設置し、各種事業を展開することで環境基本計画の推進を図っていきます。

ただし、それだけでは環境首都が認識されることは困難かと思わ

■介護保険料について

問 平成18年4月は、3年に1度の介護保険料の見直しの時期になるが、その見込みを教えてください。

答 平成18年度から20年度の介護保険料は、高齢者人口、要介護認定者数や介護給付などサービス利用者数と量の推計によって算出される介護保険給付費の総計に、新たに介護が必要になる前段階から要介護状態にならないように予防するために実施される地域支援事業費等を加算して算定します。

なお、次期の基準介護保険料については、現在、精査しているところですが、現行の月額2700円を引き上げざるをえない状況です。

■障害児の就学受け入れは

問 障害を持つ児童の就学先の選定について伺いたい。

答 安城市就学指導委員会を開催するにあたり、各小学校で10月から11月中旬にかけて、就学時健康診断を行いました。その結果をもとに、保護者と面談を行い、必要に応じて養護施設や保育園などの訪問を行うなどして、適切な就学先を判断するための資料づくりを行ってきました。また、教育委員会でも、9月から11月に各施設を訪問し、子どもの様子を観察した

れるので、来年度より新たに外部から実績のある人材を確保し、油ヶ淵浄化対策などの課題解決など、全国発信できるような事業を取り入れていきたいと考えます。

■ごみの不法投棄への対策は

問 市内各所でごみの不法投棄が相次いでおり、監視カメラの設置や、警察への通報・告発などをしていくべきと思うが、いかがお考えか。

答 家電リサイクル法施行以来、市内でもテレビ、冷蔵庫などの家電品の不法投棄が非常に増えていきます。また、ポイ捨てと言われる飲料容器やたばこの吸殻なども後を絶ちません。これらを片付けるために地域町内会の皆様や環境美化ボランティアの皆様に変なご協力をいただいています。

現在、不法投棄の対策として厳しい罰則を表示した看板を作成し、不法投棄が多発する場所への設置を地元町内会にお願いしています。この看板の設置により効果のあつた地区もありますが、依然悪質な不法投棄の絶えない所もあります。このため不法投棄の監視カメラについても、平成18年度には設置できると予算化していきたいと考えます。

なお、悪質な不法投棄者を告発するため、積極的に警察との協議

を進めていきます。また、市民の皆様からの情報提供についてもご協力いただけたらと思います。

■リサイクルステーションの拡充は

問 家庭から出る紙類、布類、ペットボトルを回収するリサイクルステーションは、買い物のついでや、身近な場所です。資源ごみの回収ができることから、回収量も増えていることと思われる。

市内に現在5か所あるが、中心市街地や東部方面にはなく、ぜひ増設すべきと考えますが、今後の設置計画について伺いたい。

答 現在までリサイクルステーションは、人口密集地区で、比較的集団回収の量が少ないなど、必要性の高い地区から設置を進めてきました。



また、ここでは主に紙類を主体に、平成16年度は1804トンを回収しました。17年度は2200トン以上の回収ができるものと見込まれています。

今後のリサイクルステーション設置の計画については、回収量と利用度を考慮しながら、中心市街地など現在空白地となっている地域を対象に開設していきたいと考えています。ただし、これからは費用対効果を考えて、例えば毎週

現在の足取橋を撤去する平成20年度に間に合うように進めたいとのこと。ただし、この改修工事は国からの補助を受け進めていくことから、国の予算の都合によっては事業年度が変動する可能性があります。

市民生活



■コンビニ納付について

問 県が自動車税未納者に対し、コンビニエンスストアで納付できるシステムを導入したところ、納付された件数、金額がともに前年度比3割増になったという。特に土・日曜日もしくは夜間の納付が4割を占め、コンビニ納付の利便性の効果が実証された。県はさらに来年度から未納者のみならず、自動車税の当初課税分の納付書についてもコンビニ納付ができるようにするようである。

本市においても市民サービス向上の一環として「市民がいつでもどこでも納付できる環境を整える」べきと考えるが、税や各種料金のコンビニ納付を導入する考えがあるか伺いたい。

答 コンビニ納付を実施している自治体は全国的にも少しずつ増えており、市民サービスの向上や滞納抑制対策の一環として注目され

日曜日だけ開設するというような形式の移動型のステーションとして設置していきたいと考えます。

教育・福祉



■公設児童クラブは

問 本市の児童クラブの中には定員に達しており、希望者が入所できないクラブもあると聞くが、増築などの対策について伺いたい。

また、少子化に伴い、空き教室がでてくることも考えられ、既存児童クラブの増築などが予算的にできない場合、これらの空き教室を利用できないか。

答 常時定員を超え出席率が高い状況や施設スペースなどの状況により受け入れが困難な場合は、可能であれば増築などを検討していきます。祥南、丈山の2児童クラブは入所希望者が多く、来年度に増築などを検討したいと思っています。空き教室の利用については、少人数学級の導入に伴い、普通教室が不足ぎみの現状にあり、普通教室確保のため特別活動教室の統合を行うほどであり、空き教室がないという状況です。また、仮に暫定的に教室を児童クラブの部屋として使うとしても、学校と児童クラブを分離できる状況を作っていく必要があると考えます。

ています。県下においては愛知県と、知多市、名古屋市が実施しています。

コンビニ納付は土日、夜間に関係なく納付ができ、納付窓口の拡大のメリットがありますが、多額の手数料が必要となることや、システムの開発費がかかるなど経費面での負担が増えるなどの課題もあります。

知多市の例になりますが、導入から半年のコンビニ納税の状況は、現金納付の件数の16・5％程度で、そのうち金融機関の営業時間外の利用は53・6％です。しかしながら、収納率の向上には直結していないという実情もあるそうです。

本市としても、市税や料金のコンビニ納付と金融機関のATMやインターネットなどで納付できるマルチペイメントの導入の是非について検討を始めています。また、来年度から西尾市が現年分、豊田市が過年度分のみですが実施する予定であり、ほかにも検討をしている市があると伺っています。

今後は、実施している自治体の実態をよく調査し、マルチペイメントの活用も視野に入れ、市民の利便性の向上や費用対効果などの検討を含めて考えていきたいと思っています。それまでは口座振替の加入促進を進めていきたいと考えます。

防災



■災害時相互応援協定について

問 高浜市が岐阜県の高治見市や瑞浪市と災害時相互応援協定を結び、地震、台風など広範囲で被災した場合、その地域からある程度離れた地域の自治体同士が応援しあうことは、大きな効果があると考えられる。

新潟県中越地震の際、新潟県長岡市や川口町においては、他市町村との応援協定のおかげで、資材や食糧などの必要物資の提供などで大きな助け、支えになったと聞く。

また、災害時に限らず、民間レベルでの交流を定期的に行い、お互いのまちづくりや特産品の交流を通じ、より画期的な市政運営が期待できると思うが、そのような他市町村との応援協定を結ぶ計画があるか伺いたい。

答 新潟県中越地震の例からも、本市においても災害時に相互応援をすることのできる協定の締結は喫緊の課題だと考えます。

今回の中越地震の事例を検証しましたが、次のような自治体が協定先としてふさわしいものと考えます。

①同一災害で被害を受けない自治

行財政



■電子入札の効果は

問 平成17年10月より県下初となる電子入札制度を導入したが、その効果を伺いたい。

答 電子入札システムの本稼動は

体。②平常時において車両を使つて数時間で到着可能なこと。③双方の自治体が適正な行政規模であることなどです。

以上を踏まえまして、民間レベルでの交流も含めた応援協定を締結する方向で調査を進めていきたいと考えます。

10月7日から開始しました。11月末までに8回、延べ101件の電子入札を実施しました。また、システムについては、この間トラブルなどはありませんでした。効果についても、業者が一同に会して紙で行っていた入札に比較すると、入札会場も不要で、開札も1業者に立会いをしてもらうだけでよく、1件の所要時間は4〜5分で済み、さらに入札結果もインターネットを通じて10分程度で誰でも確認でき、十分成果は出ているものと判断しています。今後も、公正で透明性が高く談合のしにくい制度を追求し、さらなる改革を進めていきたいと考えます。



県下で初めて導入された電子入札制度

■指定管理者制度について

問 「小さな市役所」を考えると、外部委託や民間活力の活用が考えられるが、市の方針を伺いたい。また、本市も指定管理者の導入をしていくがその利点について伺いたい。

答 本市においてはすでに外部委託を進めてきているところですが、今後も行政サービスの向上、また、行政と民間の役割分担の視点に立ち、外部委託できる業務を精査し、効率的な行政運営を進めていきます。

指定管理者制度導入に当たっては、市民サービスの向上を第一に考え、あわせて経費の節減を図っていく考えです。本市の現在の状況は、指定管理者を任意に指定する総合福祉センターをはじめ17施設、また公募による勤労福祉会館をはじめ18施設とも、有識者など外部委員を含めた7人の委員で構成される指定管理者選定委員会において、去る10月に指定管理者の候補者を選定しました。また、制度導入の利点としては、公募により指定管理者として内定した施設について、利用者を増加させるための提案などもあり、指定管理料としては、平成16年度実績と比較した場合、約3500万円の削減が見込まれます。

委員会の活動状況

9月定例会以降、12月定例会までの各委員会の活動状況は次のとおりです。

*総務企画常任委員会

11月28日●部会を開き、実施計画（平成18〜20年度）について説明を聞き、質疑をしました。

12月15日●第4回定例会で審査を託された安城市一般会計補正予算などの4議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

*経済福祉常任委員会

12月14日●第4回定例会で審査を託された請願1件と安城市一般会計補正予算など6議案を審査し、請願は不採択とし、議案はいずれも原案どおり可決しました。

*市民文教常任委員会

12月13日●第4回定例会で審査を託された安城市一般会計補正予算など5議案を審査し、いずれも原

案どおり可決しました。

*建設常任委員会

12月12日●第4回定例会で審査を託された安城市一般会計補正予算など8議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。常任委員会終了後、部会を開催し、安城市都市計画審議会審議案件報告及び南明治土地区画整理事業の取り組み状況について説明を聞き、質疑を行いました。



11月9日〜11日●神奈川県横須賀市、栃木県栃木市、福島県福島市を訪問し、一般質問の一問一答方式や議会運営について調査しました。

*議会運営委員会

11月21日●第4回臨時会の議会運営について協議しました。

11月28日●第4回定例会の議会運営について協議しました。

12月15日●第4回定例会で審査を託された、議員提出の市議会議員の定数を改正する議案を審査し、否決しました。また、第4回定例会最終日の議事運営について協議

しました。

*議会改革検討委員会

11月28日●諮問事項のうち、国旗及び市旗の議場への設置、市議会ホームページの見直し、一般質問の一問一答方式の取り決め及び関連質問のあり方について協議し、国旗及び市旗を議場に掲げることとすることを議長に答申しました。

*広域行政特別委員会

10月24日〜26日●広島県東広島市、愛媛県松山市、香川県中讃広域行政事務組合（所在地・仲多度郡多度津町）を訪問し、広域でのごみ処理、中核市、広域行政事務について調査しました。

*市街地活性化対策特別委員会

11月15日〜17日●群馬県伊勢崎市、栃木県宇都宮市、東京都目黒区自由が丘商店街を訪問し、伊勢崎駅周辺総合開発事業、中心市街地のまちづくり、自由が丘商店街振興組合の取り組みを調査しました。

*行政改革特別委員会

10月11日〜13日●群馬県太田市、埼玉県志木市、千葉県長門川水道企業団（所在地・印旛郡栄町）を訪問し、行政改革に関する取り組み、行政パートナー制度、水道事業の民間委託を調査しました。

11月臨時議会から

11月28日、平成17年第4回臨時会を開き、市職員の給与条例の一部改正など2議案を原案どおり可決しました。

人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じて関係条例を改正するもので、市職員及び議員・市長などの特別職の給与などを次のとおり改定しました。平成17年12月分から適用しました。

◆市職員

▽給料表を改定し、給料月額を平均0.3%引き下げ

▽扶養手当を改定し、配偶者に係る支給金額を1万3000円（改定前1万3500円）に引き下げ

▽期末・勤勉手当を改定し、年間4・45か月分（改定前4・40か月分）に引き上げ

◆議員・市長などの特別職

▽期末手当を改定し、年間3・35か月分（改定前3・30か月分）に引き上げ